

令和8年度 第1回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和8年4月27日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和8年4月27日	午後 1時25分	開 会
	同 日	午後 2時10分	閉 会
議 長	伊田由夫		

委員出席並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要
1	作 山 公 久	出 席	推1	千 代 間 功	欠 席
2	田 島 克 美	出 席	推2	秋 庭 諭	出 席
3	宮 澤 義 和	出 席	推3	新 島 公 久	出 席
4	山 下 正 夫	出 席	推4	金 子 和 男	出 席
5	大 澤 明 子	出 席	推5	大 室 禎 三	出 席
6	伊 田 由 夫	出 席	推6	吉 田 和 美	出 席
7	松 本 眞 一	出 席	推7	篠 田 邦 広	欠 席
8	福 田 實	出 席	推8	赤 間 恵 美	出 席
9	瀨 戸 直 行	出 席			
10	小 柳 裕 正	出 席			

【農業委員】
 定員 10名
 出席 10名
 欠席 0名

【農地利用最適化推進委員】
 定員 8名
 出席 6名
 欠席 2名

出頭者			
事務局	事務局長 加藤忠彦	事務局農地係長 吉田 博一（説明）	事務局 嶋村 萌（書記）
説明者	推8番 赤間委員	推2番 秋庭委員	4番 山下委員
開会 午後 1時25分	事務局長	開会	
	会 長	あいさつ	
	議 長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員6名、欠席委員2名。	
議事録署名人の指名	議 長	議事録署名人に、8番 福田委員、9番 瀬戸委員を指名する。	
議案上程	議 長	第1号から第3号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1時30分	事務局	<p>1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号1番の案件については、譲受人が経営規模を拡大するため農地を取得しようとする申請です。</p> <p>2) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 番号1番の案件については、再生可能エネルギー事業に取り組んでいる譲受人が太陽光パネルを設置し売電事業を行うため、所有権移転を伴う申請です。 番号2番の案件については、借家で生活している借受人が自己用住宅の建築のため、使用貸借権の設定を伴う転用申請です。</p> <p>3) 第3号議案、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、令和8年7月1日に農地中間管理事業分の機構転貸利用権設定を行うため、町から利用集積計画の決定について意見を求められたものです。 今回申し出があった農地は計512筆、470,673㎡です。</p>	

<p>地区委員会付託 午後 1時40分</p>	<p>申請の全ての土地が農地中間管理事業であり、農林公社との設定であり期間が概ね10年となります。 詳細は事前に配布いたしました農用地利用集積等計画明細表をご覧ください。</p> <p>議長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。</p>
<p>再開 午後 1時50分</p>	<p>議長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第2号議案2番を北地区が、第1号議案1番を東地区が、第2号議案1番を西地区が報告願います。</p>
	<p>推8番 赤間委員</p> <p>北地区の案件について報告する。 北地区の案件につきましては、4月26日の午後4時00分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認についての2番の案件について、この案件は、借家で生活している借受人が、申請地を借り受け、自己用住宅を建築するための申請です。開発許可申請も同時に提出されていることから、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p>
	<p>推2番 秋庭委員</p> <p>東地区の案件について報告する。 東地区の案件につきましては、4月21日の午後5時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認についての1番の案件について、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得する申請であり、取得要件等に問題はありませんので、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p>

	<p>4 番 山下委員</p> <p>西地区の案件について報告する。 西地区の案件につきましては、4月23日の午前9時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認についての1番の案件について、この案件は、再生可能エネルギー事業に取り組んでいる譲受人が申請地を譲り受けて太陽光パネルを設置し売電事業を行うため、農地を転用する申請です。近隣は太陽光発電設備が多く、調和が図られていることから西地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p>
<p>質疑 午後 1時55分</p>	<p>議 長 報告が終わり、質疑を開始する。</p>
	<p>3 番 宮澤委員</p> <p>2号議案1番につきまして、譲受人は関東圏内に営業拠点を持っているのか。</p>
	<p>事 務 局 1番につきましては、譲受人は東京にも本社を有しており、埼玉、千葉、神奈川などにも支店を展開している。また、管理会社が管理と売電を行っている。</p>
<p>採決 午後 1時55分</p>	<p>議 長 質疑が終わり採決を開始する。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第2号議案の1番及び2番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案、農用地利用集積等促進計画の決定について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手多数をもって承認される。</p>
<p>次回現地確認の日程 午後 2時00分</p>	<p>議 長 次回現地確認の日程を確認する。</p> <p>東地区 1 番 作山委員 5月21日 午後 5時00分から 東野ふれあいセンター集合</p>

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 8 年 5 月 26 日

議 長 伊 田 由 天 

署名委員 福 田 寛 

署名委員 瀬 市 直 行 